

1 碧南市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、碧南市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 碧南市食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員21人以内をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第6条 会議に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市食育推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、経済環境部長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、調査及び検討した結果を会議に報告する。

(関係者の協力)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議、部会に愛知県職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 2 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員その他関係者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、経済環境部農業水産課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の議事その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 碧南市食育推進会議委員名簿

区分	所属・役職等	氏名
会長	碧南市副市長	杉浦 邦俊
地産地消・ 消費者 関係	碧南市農業委員会会長	小澤 隆
	あいち中央農業協同組合代表理事専務	中川 廣和
	大浜漁業協同組合代表理事組合長	角谷 茂
	碧南商工会議所の代表	鈴木 哲
	碧南市消費生活保護協会会長	神谷 葉子
医療健康 関係	碧南市医師会の代表	坂部 慶幸
	碧南歯科医師会会長	石川 昌彦
	碧南市薬剤師会会長	星野 恭一
	碧南市健康づくり食生活改善協議会会長	永田 章子
学校・幼児 教育関係	碧南市小中学校長会の代表	高松 透
	碧南市立小中学校幼稚園PTA連絡協議会会長	中根 正人
	碧南市保育園長会の代表	古市 幹子
	碧南市保育所父母の会連絡協議会会長	小早川 謙
	碧南市民間保育園長会の代表	對馬 幸司
福祉関係	碧南市老人クラブ連合会の代表	石川 茂
	碧南市民生委員児童委員協議会の代表	長田 勇久
市関係 部局	碧南市教育部長	松井 高善
	碧南市福祉こども部長	大竹 正和
	碧南市健康推進部長	服部 茂
	碧南市経済環境部長	山田 忍

3 策定経過

日時	内容
平成 23 年 8 月 9 日	第 1 回食育推進部会 (1) 食育推進計画について (2) 第 2 次碧南市食育推進計画策定スケジュールについて (3) 食育に関するアンケート調査について
平成 23 年 9 月 1 日～9 月 20 日	食に関するアンケート調査
平成 23 年 9 月 6 日～9 月 16 日	庁内ヒアリング
平成 23 年 9 月 21 日～10 月 7 日	団体ヒアリング
平成 23 年 10 月 6 日	第 1 回食育推進会議 (1) 平成 22 年度食育関係事業実績について (2) 平成 23 年度食育関係事業計画について (3) 第 2 次碧南市食育推進計画策定について
平成 23 年 10 月 27 日	第 2 回食育推進部会 (1) 食育に関するアンケート調査集計結果等について (2) 第 2 次碧南市食育推進計画骨子（案）について
平成 23 年 11 月 24 日	第 2 回食育推進会議 (1) 食育に関するアンケート調査結果等について (2) 第 2 次碧南市食育推進計画骨子（案）について
平成 23 年 12 月 27 日	第 3 回食育推進部会 第 2 次碧南市食育推進計画素案について
平成 24 年 1 月 25 日	第 3 回食育推進会議 第 2 次碧南市食育推進計画素案について
平成 24 年 2 月 15 日～3 月 14 日	パブリックコメント

4 用語解説

あ行

いいともあいち運動

愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民に「愛知県農林水産業の応援団」になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動。

E6保護事業

市内全保育園・幼稚園の園児及び保護者を対象に、「E（第2乳臼歯）6（第1大臼歯）保護育成」に重点をおいて「8020運動」を推進する事業。

エコファーマー

農業の持つ物質循環機能を活かし、堆肥などによる土づくり、化学肥料や化学合成農薬を減らす栽培に取り組む農業者。

エプロンシアター

胸当て式のエプロンを舞台に見立て、ポケットから次々と人形などを取り出し、エプロンにつけたり、はずしたり、ポケットに戻したりしながら話をする表現方法。

か行

輝きネット・あいちの技人

農村の生活改善活動を通じて培った農業や暮らしの優れた技術を持ち、それを伝承するため、愛知県の農村女性の集まりである「農村輝きネット・あいち」が認定した人のこと。

GAP手法

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）手法とは、農業者自らが点検項目を決定し、点検項目に従い農業を行い、それに基づいて評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用する農業生産工程の管理手法のこと。

行事食

故郷の味として代々守り継がれ、郷土色豊かな料理として親しまれてきた特別な行事のときの食事のこと。

共食

共に生活している人と食事を共にすること。

郷土料理

地域でつくられ、伝承されてきたその土地特有の料理のこと。

孤食

家族と暮らしていながら、親や子どもがそれぞれ違う時間に、個々で食事をする事。

さ行

自給的農家

経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家のこと。

食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」により定められ、毎月 19 日に、各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。

食事バランスガイド

食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、1 日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすくコマ型のイラストで示したもの。

食まるファイブ

バランスのとれた食事について、子どもにわかりやすく説明するために、愛知教育大学の西村研究室が考案した食育キャラクターのこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気のこと。

た行

地産地消

「地元生産、地元消費」「地場生産、地場消費」などを略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われる。

伝統食

主にその地域で生産される農水産物を用いて加工・調理された食物で、その地域の風土や習慣に合わせて長い年月をかけて形づくられたもの。

な行

日本型食生活

米を主食に、魚介・野菜・豆類などを副食とした日本の伝統的な食生活のこと。

農商工連携

地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者が、お互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

は行

バケツ稲

バケツで育てる稲のこと。お米や農業をもっと身近に感じて理解してもらうためにＪＡグループが考えた稲の栽培方法。

8020 表彰

自分の歯で何でもおいしく食べて、健康でいきいきとした生活を送ることを目的とし、80 歳以上で 20 本以上の歯を残せるよう 8020 運動を実施し、達成者に表彰を行っている。

パネルシアター

パネル布を貼った舞台に、絵や文字を貼ったり外したりして展開する、おはなし・歌あそび・ゲームをはじめとする表現方法。

早寝・早起き・朝ごはん

子どもたちの基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、その改善に向けた運動のこと。

節目健診

予防・早期発見を目的に、年齢など区切りに受ける健診のこと。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を 2 つ以上持っている状態をいう。

第2次碧南市食育推進計画

発 行 : 碧南市

編 集 : 経済環境部 農業水産課 農政振興係

〒447-8601

愛知県碧南市松本町 28 番地

TEL 0566-41-3311

FAX 0566-41-5412
